

2024.1.25 令和5年度 第43回

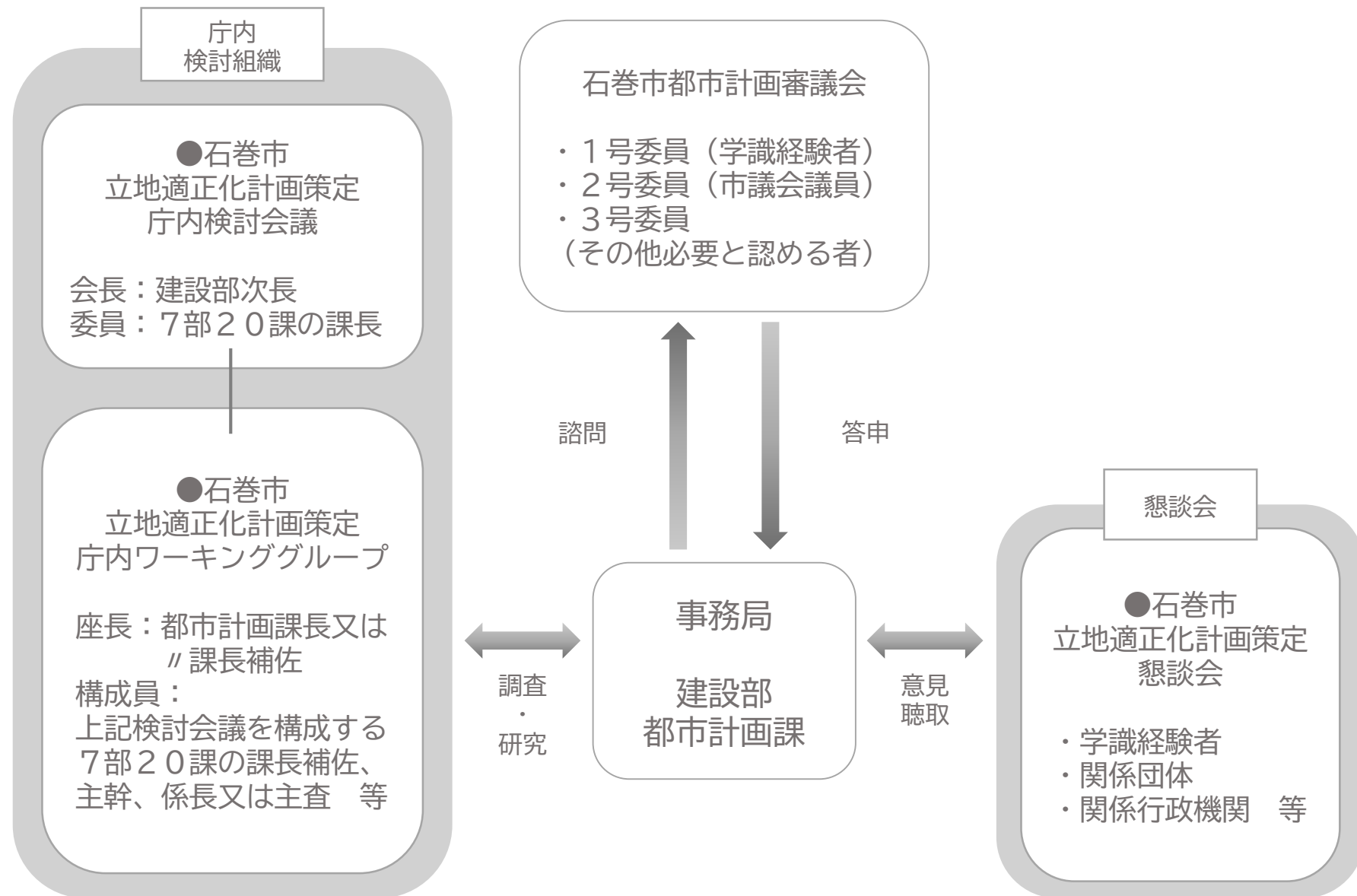
都市計画審議会

石巻市立地適正化計画（案） 中間報告

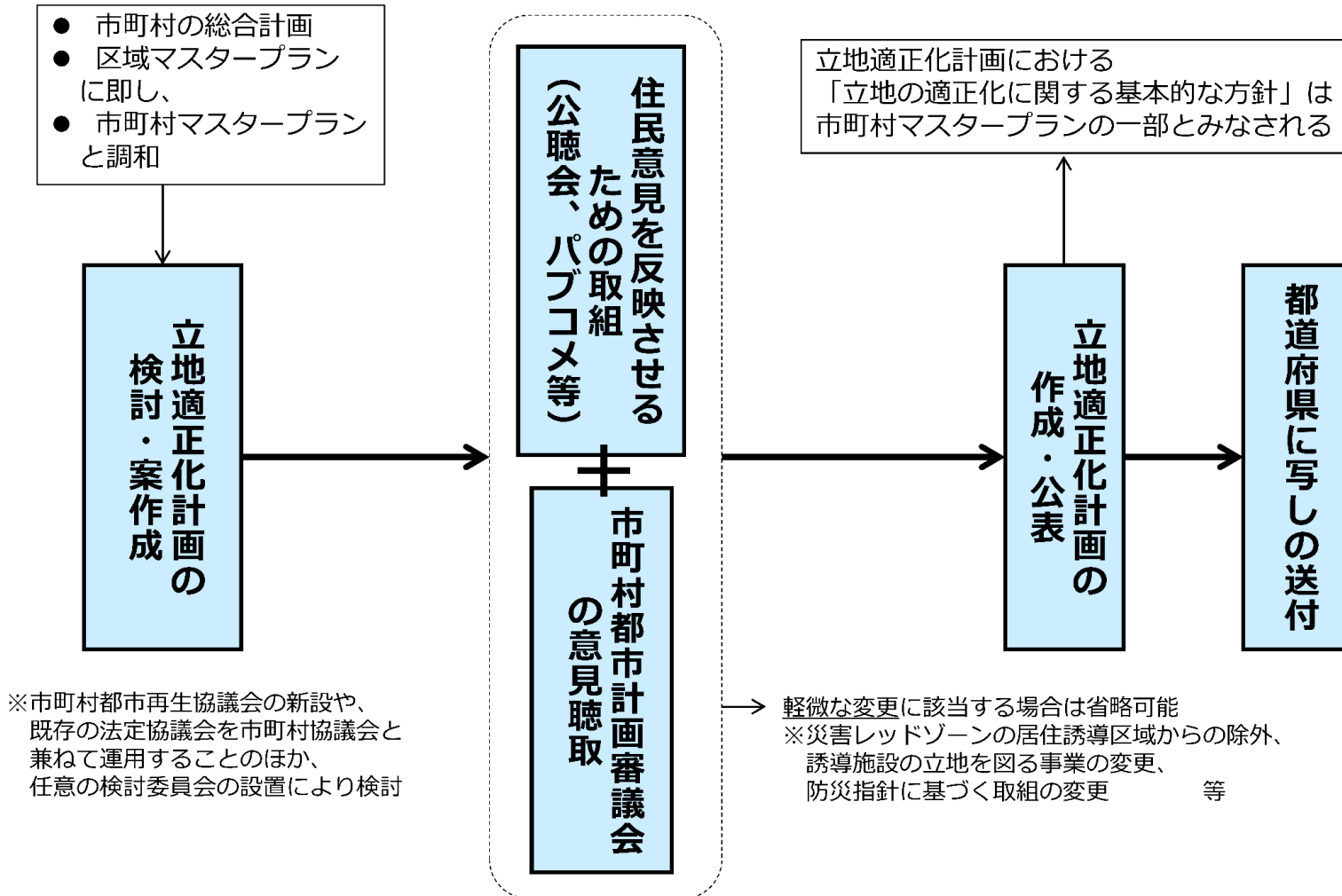
建設部 都市計画課



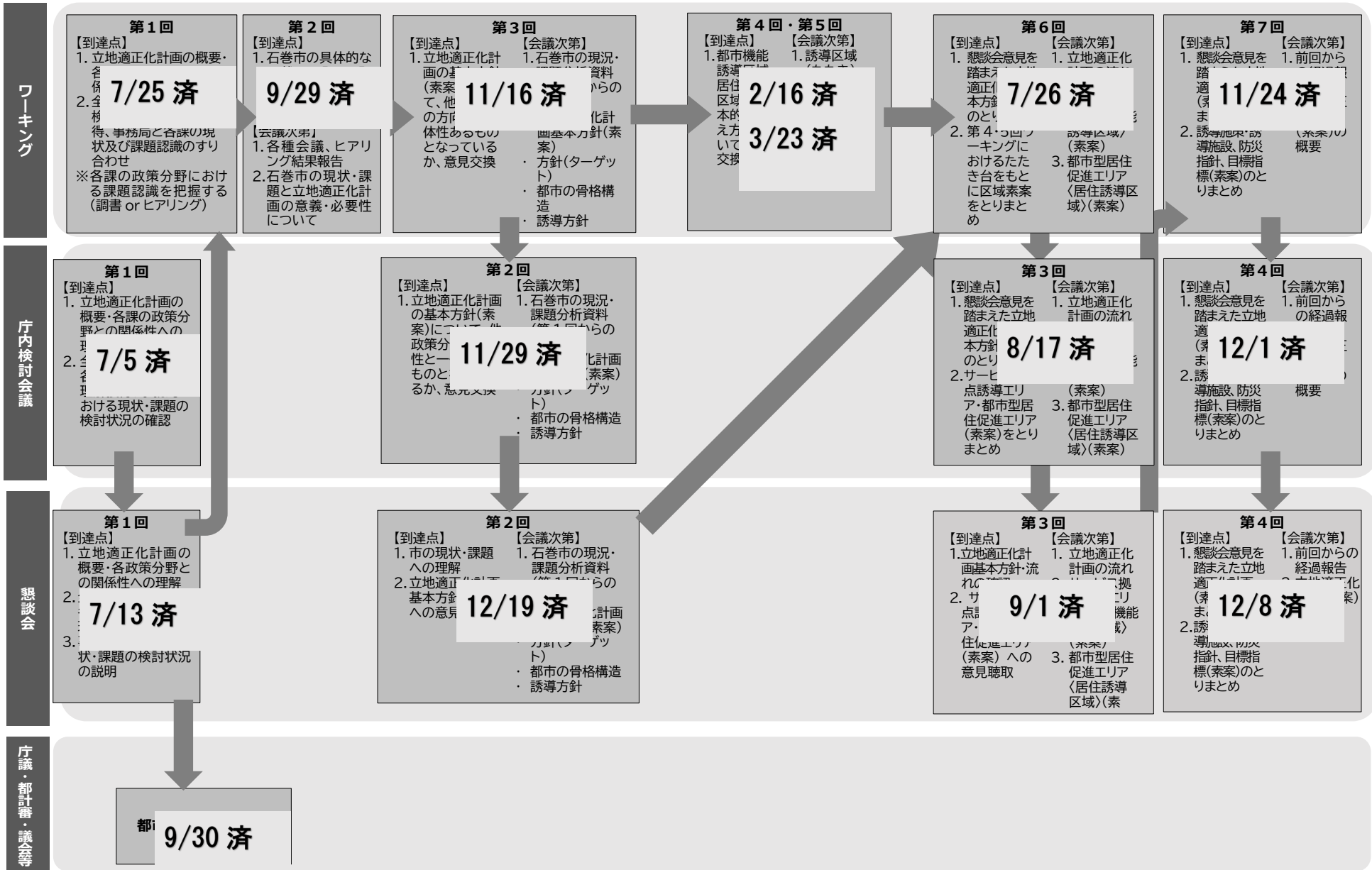
●検討体制



立地適正化計画の作成・変更に係る手続き



導入 「立地適正化計画」について



導入 「立地適正化計画」について

ワーキング

庁内検討会議

懇談会

庁議・都計審・議会等

第5回
【到達点】
1.石巻市立地適
正化計画(素案)
の了承
【会議次第】
1.石巻市立
地適正化計
画(素案)確
認結果の概
要
12/28 済

第4回

1/11→1/16

庁議幹事会
庁議

1/25

都市計画審議会
中間報告

2月定例会前

議会説明

2月中

パブコメ
市民説明会

3月中旬

都市計画審議会
諮問

4月中旬

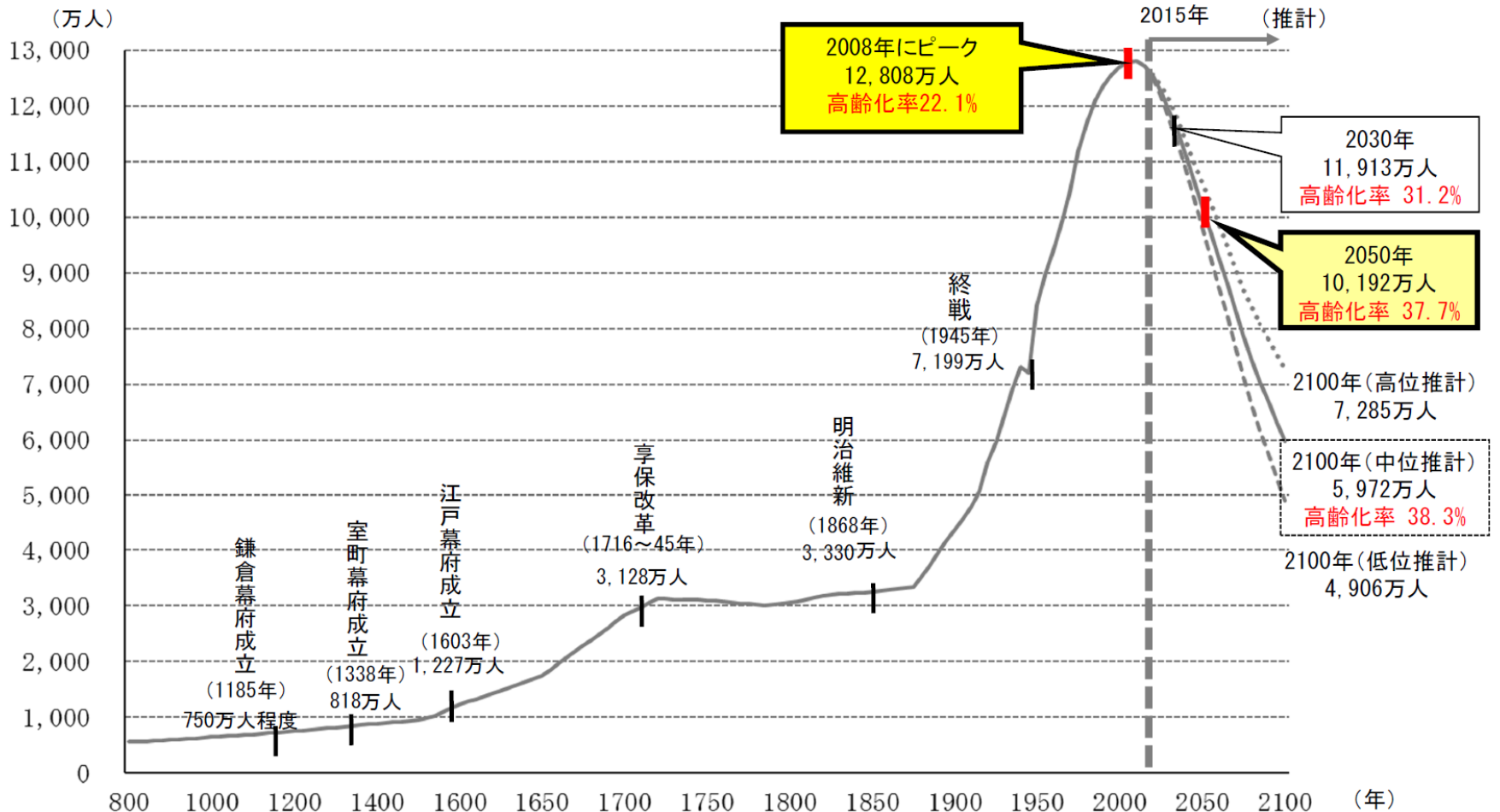
都市計画審議会
答申

5月以降

策定
事前周知
公表

【図1-1】日本の総人口は2050年には約1億人へ減少

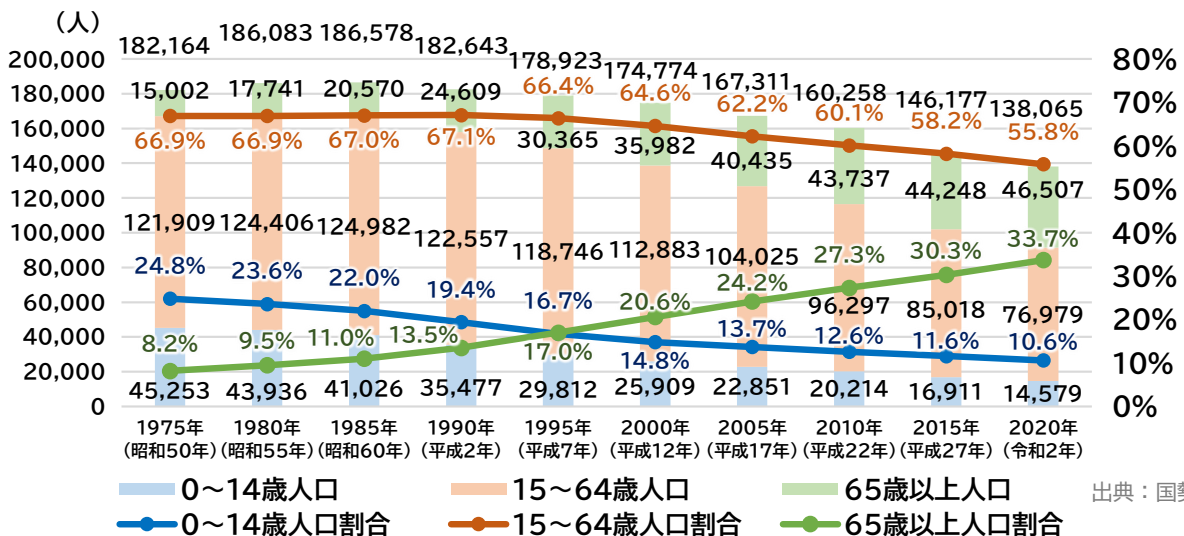
○ 日本の総人口は、2008年をピークに減少傾向にあり、2050年には約1億人にまで減少する見込み。



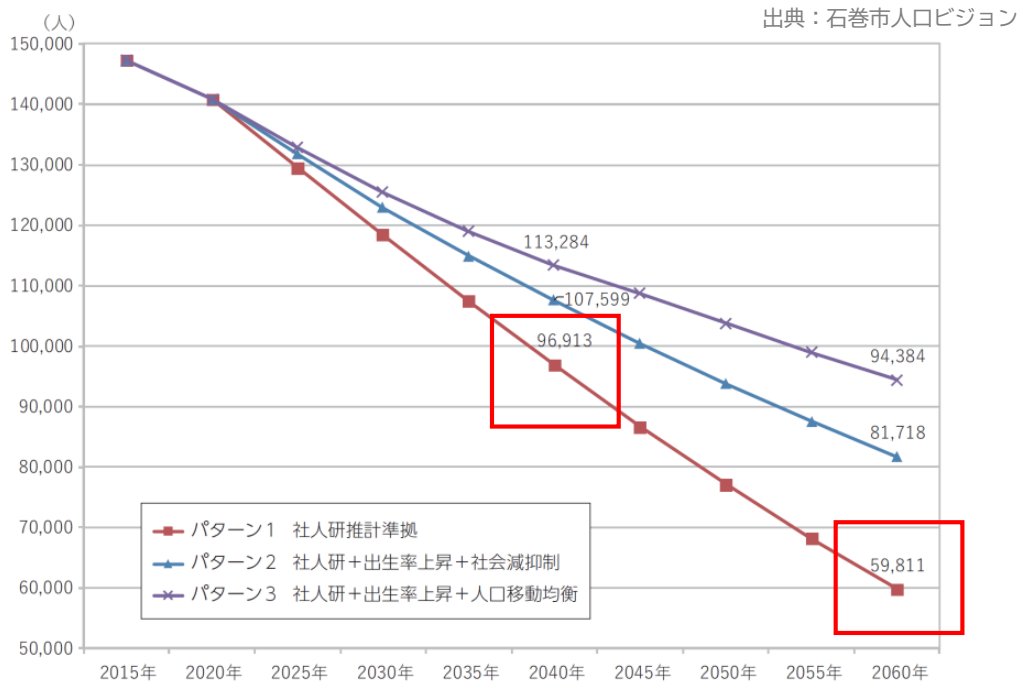
(出典) 1920年までは、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)、1920年からは総務省「国勢調査」。なお、総人口のピーク(2008年)に係る確認には、総務省「人口推計年報」及び「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」を用いた。2020年からは 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」を基に作成。

導入 「立地適正化計画」について

【石巻市の人口推移】



【石巻市の人口推計】



「2100年に人口8000万人維持」 人口戦略会議、政府に提言

社会 | 速報

毎日新聞 | 2024/1/9 19:23 (最終更新 1/9 19:23) [English version](#) 750文字



「人口戦略会議」の三村明夫議長（中央）から提言「人口ビジョン2100」を受け取る岸田文雄首相（右）。左は増田寛也副議長＝首相官邸で2024年1月9日午後1時36分、竹内幹撮影

人口減少問題を巡り、民間の有識者らで作る「人口戦略会議」（議長＝三村明夫・日本製鉄名誉会長）は9日、首相官邸で岸田文雄首相と面会し、2100年に人口8000万人で安定化させることを目標とする提言「人口ビジョン2100」を提出した。

国の研究機関が昨年公表した人口の長期推計によると、2100年の人口は6300万人と昨年比で半減する見通し。人口ビジョンでは、このままでは社会経済システムは「果てしない縮小と撤退」を強いられ、個人の生き方の選択の幅も極端に狭められる「重大な事態」

に陥ると警告。人口減少のスピードを緩和させる「定常化戦略」と、少ない人口でも成長力はある国とする「強靱（きょうじん）化戦略」の一体的な推進が必要とした。

概要版

『人口ビジョン2100』

— 安定的で、成長力のある「8000万人国家」へ —

2024年1月
人口戦略会議

I. はじめに ー今なぜ「人口ビジョン2100」を提言するのかー

1. 人口は半減、4割が高齢者に

- ・このままだと、総人口は年間100万人のペースで減っていき、わずか76年後の2100年に6300万人に半減。これは高齢化率が40%の「年老いた国」でもある。

2. 遅れを挽回するラストチャンス

- ・出生率は過去最低の1.26、年間出生数も77万人まで低下し、少子化の流れは全く歯止めがかかっていない。
- ・遅れはあるが、まだまだ挽回可能。決して諦めず、世代を超えて取り組まなければならない。政府も「2030年までがラストチャンス」と危機感を明らかにしている。

3. これまでの対応に欠けていたこと

- ・第一は、人口減少の深刻な影響と予防の重要性について、国民へ十分な情報共有を図ってこなかったこと。
- ・第二は、若者、特に女性の意識や実態を重視し、政策に反映させるという姿勢が十分ではなかったこと。
- ・第三は、「現世代」には、社会を「将来世代」に継承していく責任があることを正面から問いかけてこなかったこと。

4. 安定的で、成長力のある「8000万人国家」を目指す

- ・2100年を視野に据えて、目指すべき目標を提示。
第一は、総人口が“急激”かつ“止めどもなく”減少しつづける状態から脱し、8000万人で安定化させること。
第二は、現在より小さい人口規模であっても、多様性に富んだ成長力のある社会を構築すること。
・これらを通じて、国民一人ひとりにとって豊かで幸福度が世界最高水準である社会の実現を目指す。

5. 「定常化戦略」と「強靱化戦略」

- ・人口減少の流れを変えるには長い期間を要するため、今からすぐ有効な施策を実行しなければならない。その戦略として、①「定常化戦略」(人口定常化を図る)と、②「強靱化戦略」(質的な強靱化を図る)を提示。
- ・政府が人口戦略の立案・遂行体制を整備するとともに、国会において超党派で取り組んでいくことを期待。
- ・働き方改革など社会規範をめぐる課題や個人の価値観にも関わるようなテーマが多く、企業をはじめとする民間や地域の取り組み、国民的な論議が重要。

6. 今こそ総合的な「国家ビジョン」を

- ・今まさに、国民全体で意識を共有し、官民あげて取り組むための「国家ビジョン」が、最も必要。

1. 国民の意識の共有

人口減少がもたらす「重大な事態」

- ・まず人口減少によって将来どのような重大な事態が起き得るのかを、国民が正確に理解することが重要。国民の間で意識を共有することに最優先で取り組むべき。

「人口急降下」による縮小と停滞のスパイラル

人口の急降下

人口が“急激”かつ“止めどもなく”減少し続ける

人口減少のスピードの問題

果てしない縮小と撤退

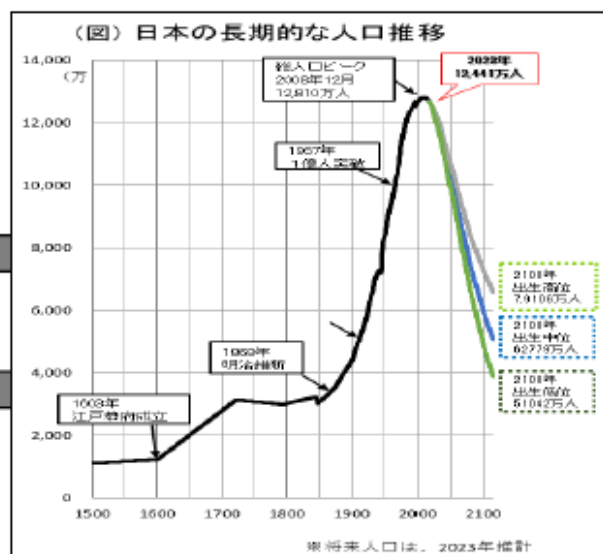
- ・「果てしない縮小と撤退」を強いられる
- ・社会も個人も“選択の幅”が極端に狭められる

人口減少の構造の問題

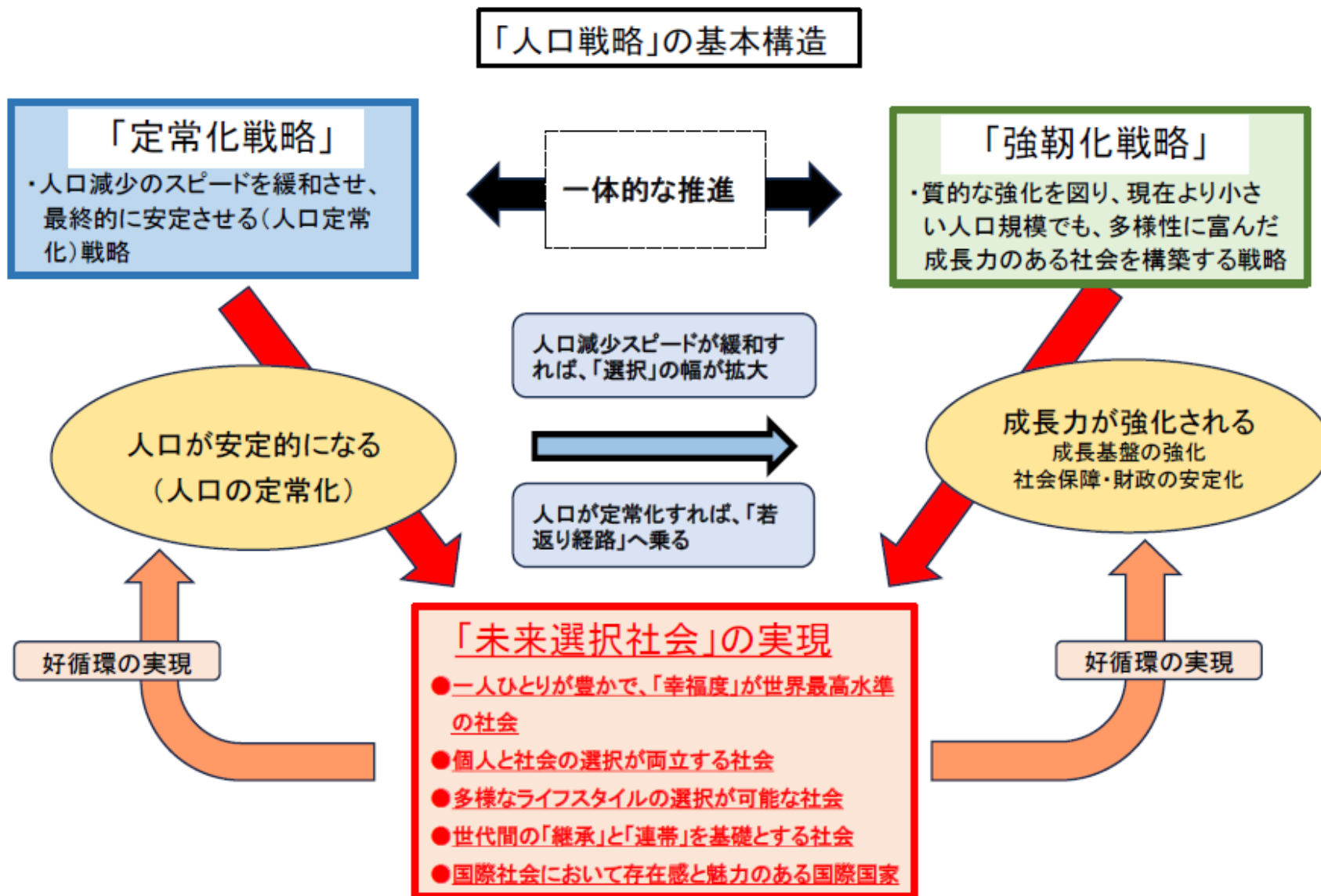
「超高齢化」と「地方消滅」

- ・高齢化率が4割で高止まる「超高齢社会」
- ・格差と対立の深刻化
- ・インフラやサービスの縮小、廃止による「地方消滅」

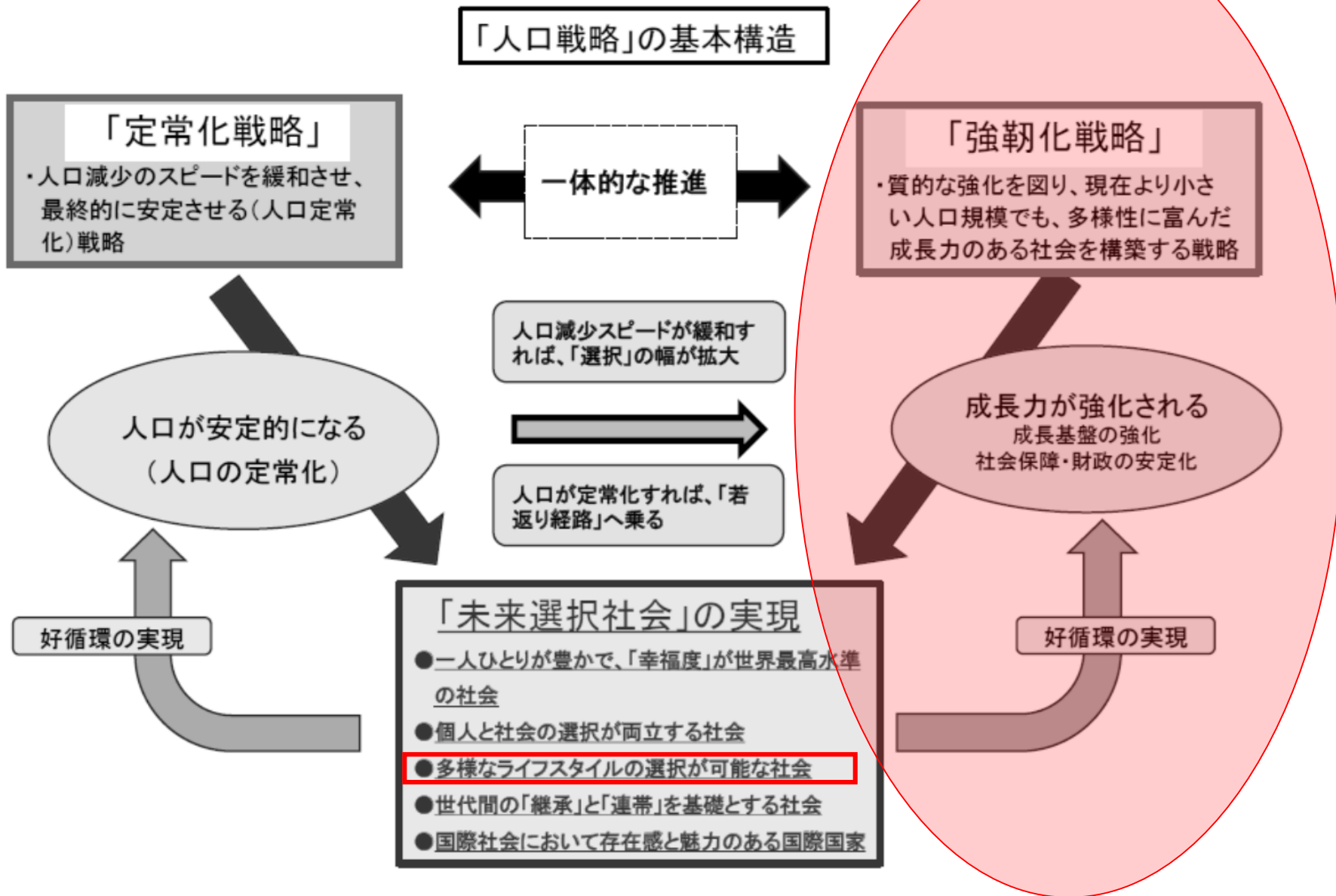
進歩が止まり、広範な「社会心理的停滞」が起きる



1. 二つの戦略による「未来選択社会」の実現



1. 二つの戦略による「未来選択社会」の実現



3. 「強靱化戦略」における論点

強靱化戦略の基本的な考え方

- ・定常化の効果が表れるのは数十年後、目指すシナリオでも2100年の総人口は、現在の3分の2(8000万人)。
質的に強靱化を図ることにより、現在より少ない人口でも、多様性に富んだ成長力のある社会を構築していくのが強靱化戦略の目標。
- ・その本質は、生産性の向上。経済全体の生産性向上のためには、**生産性の低い企業、産業、地域の構造改革**が重要となる。

戦略の“背骨”は「人への投資」

- ・強靱化戦略を貫く“背骨”にあたる考えは、「**人への投資**」の強化。
 - ①人材育成のオープン化、②教育費用の負担軽減、③教育の質的向上、④企業における「人への投資」、⑤子育て世代の「可処分時間」の増大、⑥規制改革、地方分権

一人ひとりが活躍する場を広げる

- ・成長力のある社会を構築する鍵は、一人ひとりが活躍する場を最大限広げていくこと。新たに活躍するフィールドは、一つは、**人口減少が進む地域の持続的発展を支える「ローカルインクルージョン」、他の一つは、日本という枠に留まらずにグローバルな場でチャレンジする「グローバルチャレンジ」。**

「ローカルインクルージョン」における論点

- ・**人口減少地域で医療・介護、交通・物流、エネルギー、教育などのサービスを質的に強靱化し、持続性を高める。深刻な人手不足に対応し、官民連携、「兼ねる」人材、共通プラットフォーム、「担い手」育成に取り組む。**

「グローバルチャレンジ」における論点

- ・一人ひとりの日本での活躍が世界での活躍に直結するような「**イノベーション環境**」を整備。起業、産学連携、人材育成、研究、マーケティングなど、イノベーションに不可欠な環境を総点検。人材の評価も内外直結型へ。

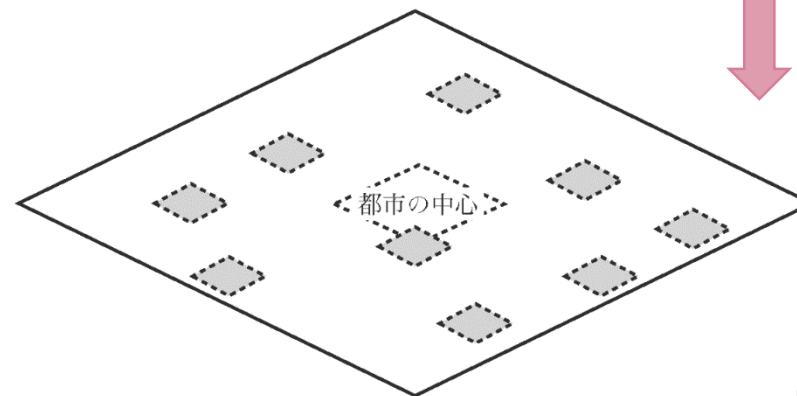
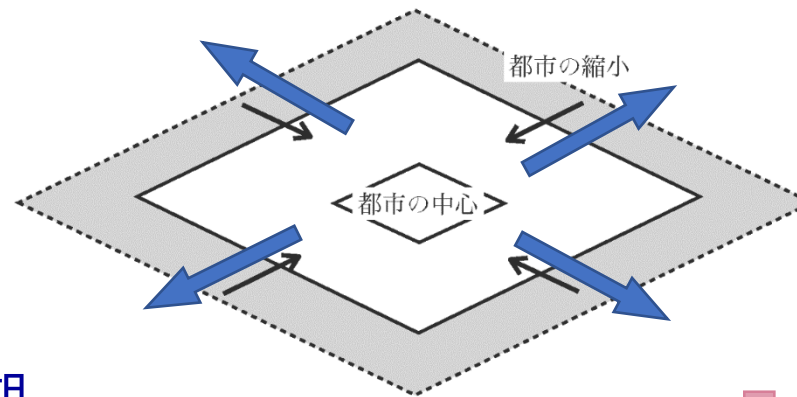
1. 人口が減少すると街に起こること

拡大した市域⇒そのまま単純に縮小するのではなく、スポンジ的に縮小

都市空間の変化

スポンジ化する都市

経済成長期
=人口増加時代
=都市の拡大期



「都市をたたむ」(饗庭伸)より

コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
 - ・ 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、**生活利便性の維持・向上**
 - ・ サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**（**地域の消費・投資の好循環の実現**）
 - ・ 行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**
 - ・ 災害リスクを踏まえた居住等の誘導や防災対策の実施による**居住地の安全性強化**
 などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**
- **頻発・激甚化する自然災害**



■ 都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

■ 都市部での甚大な災害発生

- 被害額の増加、都市機能の喪失

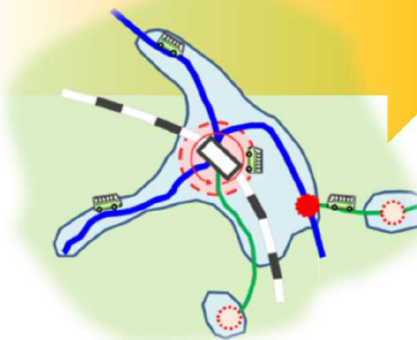
コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+

ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利用環境の向上
- 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ 地域内での消費・投資の好循環の実現

行政コストの削減等

- 行政サービス、インフラの維持管理の効率化
- 地価の維持・固定資産税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

地球環境への負荷の低減

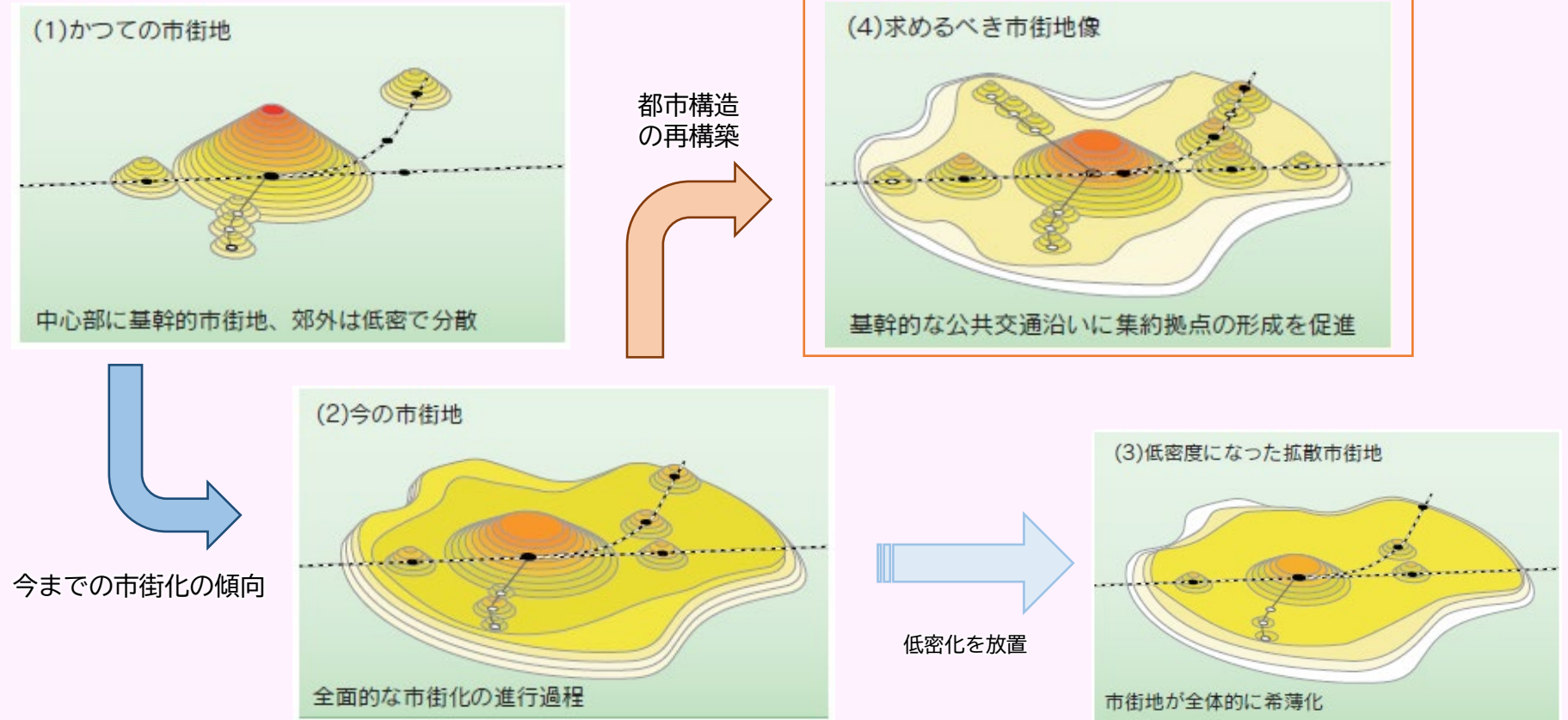
- エネルギーの効率的利用
- CO2排出量の削減
- ➡ カーボンニュートラルな都市構造の実現

居住地の安全性強化

- 災害リスクを踏まえた居住誘導、対策の実施
- ➡ 災害に強い防災まちづくりの実現

（国交省資料から抜粋）

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指して（第5章）

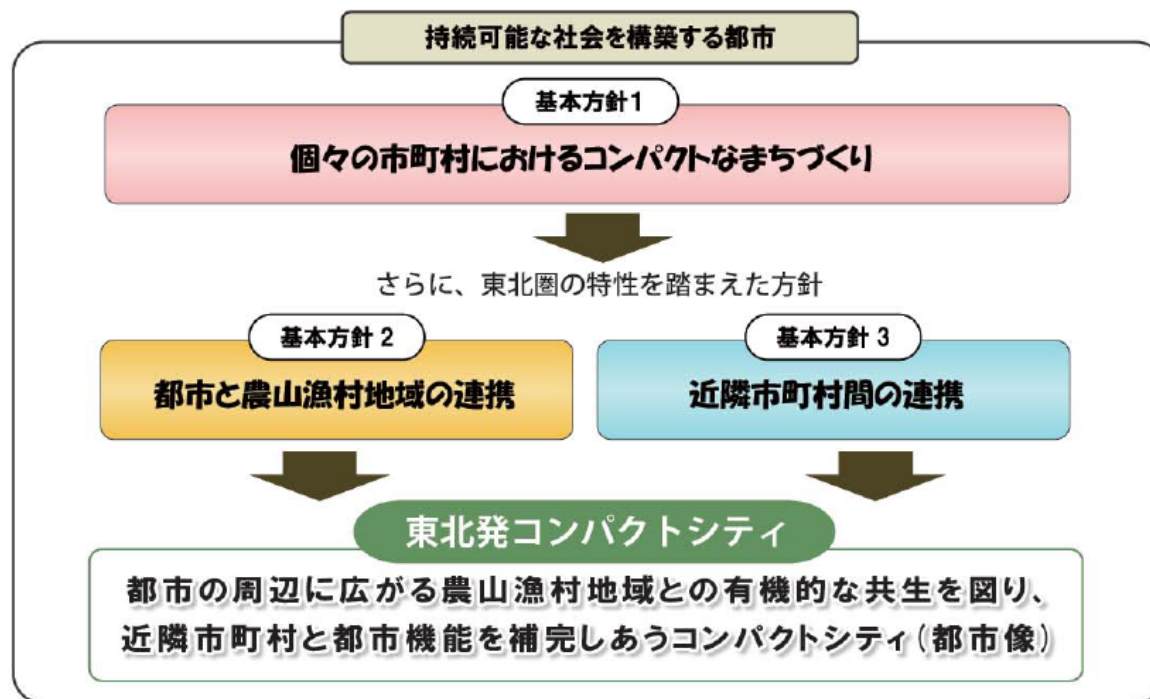


『集約型都市構造の実現に向けて』（2007年（H19年）国交省 都市・地方整備局）より抜粋

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」とは…

一極集中ではなく、中心的な拠点と地域の生活拠点を利便性の高い公共交通ネットワークで結ぶことで、生活サービス施設と居住地がまとまって立地し、地域住民にとっても自家用車に過度に頼ることなくアクセスがしやすいだけでなく、日常生活に必要なサービスは身近に存在する都市。

● 東北発コンパクトシティのすすめ (2009年(平成21年) 東北地方整備局とりまとめ)



基本方針1 個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり

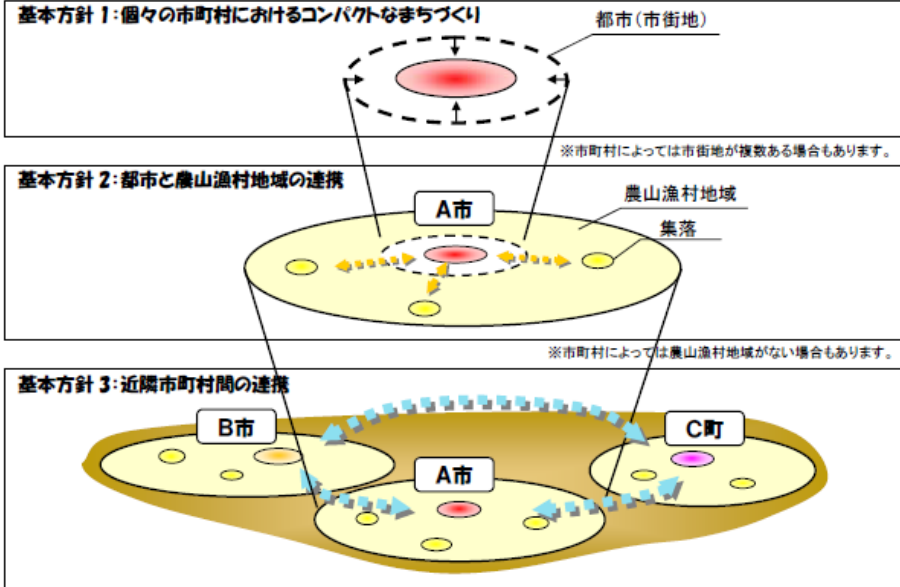
- それぞれの市町村が、東北圏の伝統文化や地域性豊かな景観などを活かしながら、市街地の計画的な土地利用のコントロールと適正な都市機能の配置により、魅力的かつ利便性の高い空間を創出する。
- ・ 中心部では、快適な移動の確保に合わせて、段階的に都市機能の強化を進め、多様な生活ニーズに対応できる都市空間の形成を図る。
- ・ 郊外部では、市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、土地や建物を有効に活用しながら、ゆとりある居住空間への再生を図る。

基本方針2 都市と農山漁村地域の連携

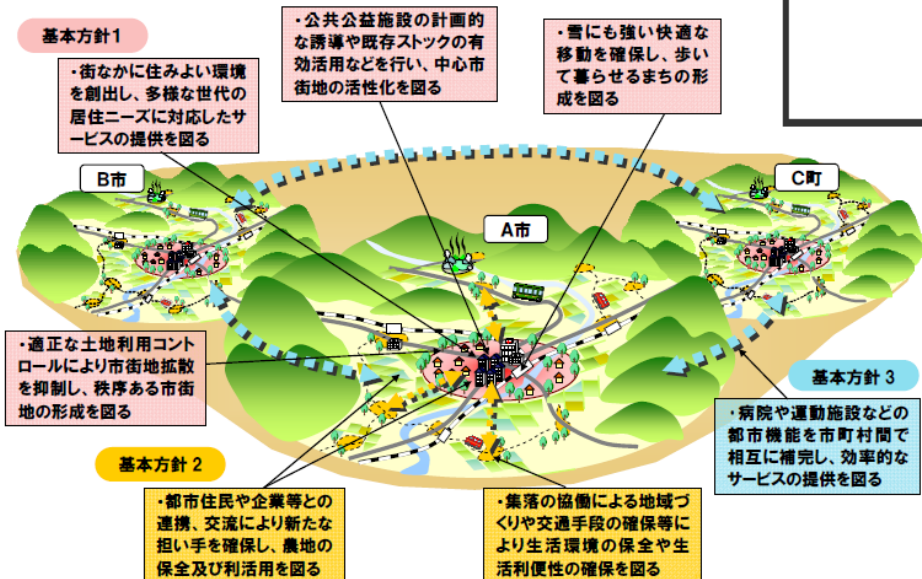
- 都市と農山漁村地域の相互において土地利用の整合を図り、水・緑豊かな環境に囲まれた市街地を形成する。
- ・ 豊かな自然や農地を担う農山漁村地域の集落を支えるため、市街地と集落を結ぶ交通ネットワークの強化や経済循環の活性化を図る。
- ・ 農山漁村地域の固有の行事や祭り、グリーンツーリズムなどによる交流を深め、多様な主体の参画により優良な農地や自然の保全及び有効活用を図る。

概念図

※中小規模の市町村を想定(ただし考え方は大都市でも活用可能)

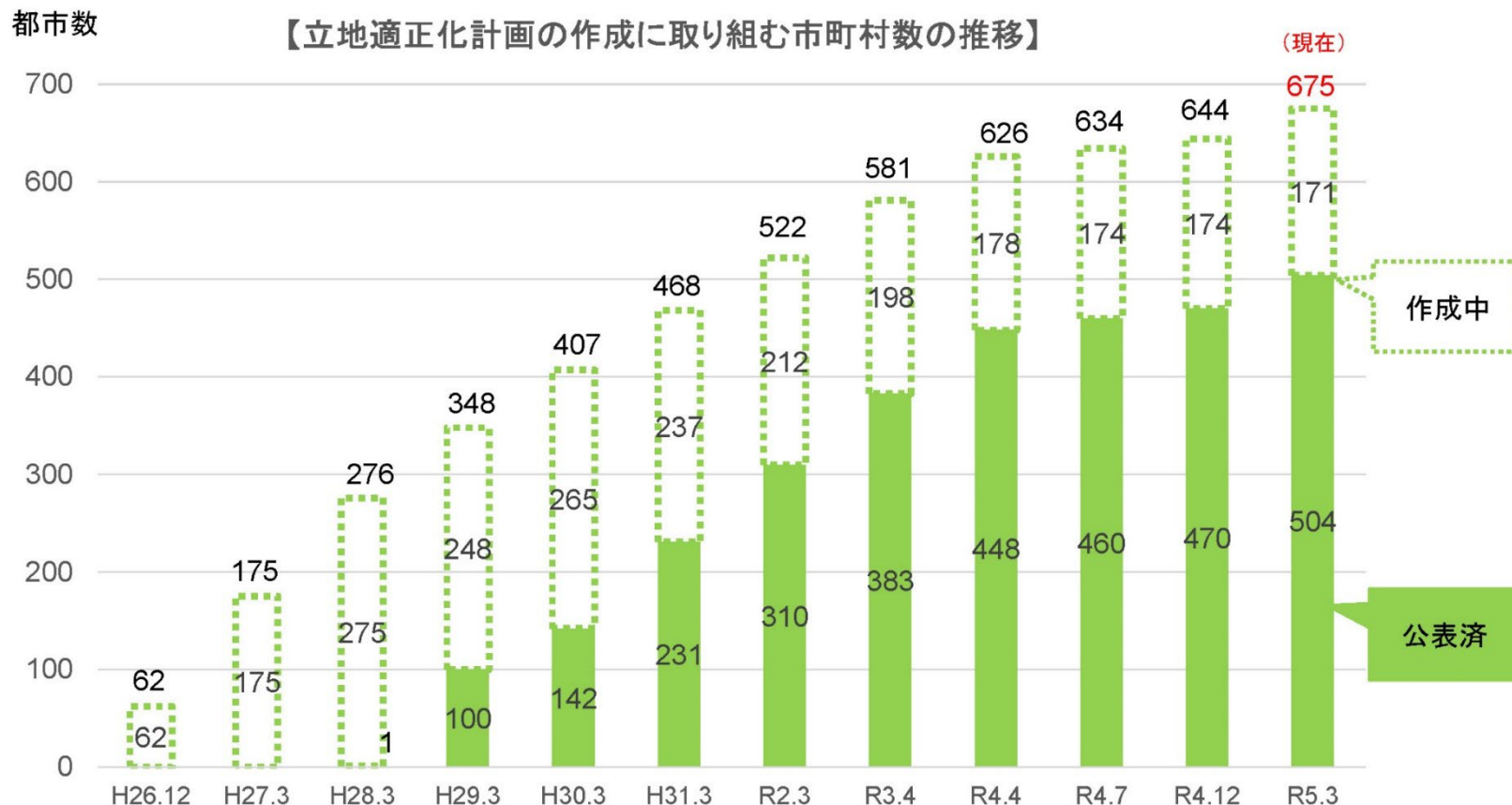


イメージ図



立地適正化計画作成市町村数の推移

- 675都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和5年3月31日時点)
- このうち、504都市が計画を作成・公表。



全国の都市の数＝約1,700：約4割の都市が計画を策定済か策定中

●立地適正化計画の県内や被災沿岸自治体での策定状況

宮城県内	
策定済	仙台市
	栗原市
	大崎市
	富谷市
	柴田町
策定中	石巻市
	気仙沼市
	白石市
	登米市
	女川町
被災沿岸自治体	
策定済	いわき市
策定中	宮古市
	大船渡市

立地適正化計画の作成主体と計画事項

○作成主体：市町村

※単独又は共同して作成する任意計画

○計画事項（都市再生特別措置法第81条第2項に規定）

① 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

② 居住誘導区域（市町村が講じる施策を含む） → 都市型居住促進エリア

③ 都市機能誘導区域及び誘導施設（市町村が講じる施策を含む） →

・サービス拠点形成エリア
・拠点形成施設

④ 誘導施設の立地を図るための事業等

⑤ 防災指針

⑥ ②～⑤に基づく取組の推進に関する事項

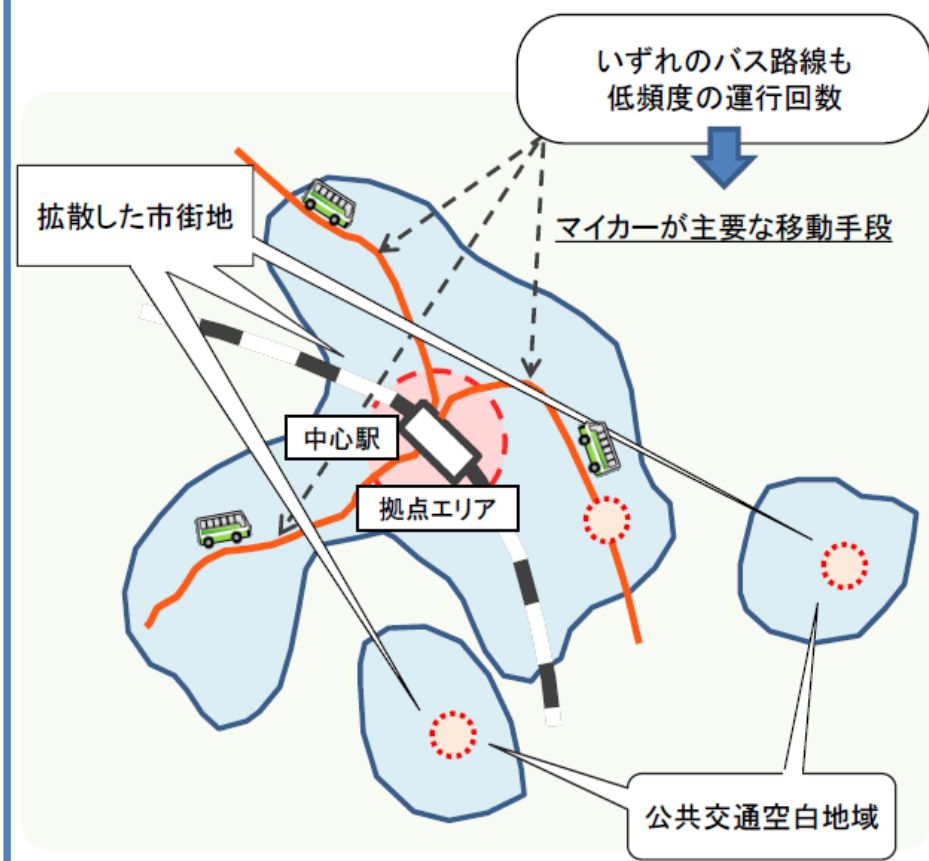
⑦ その他、立地の適正化を図るために必要な事項

※上記の記載に基づく法的効果が適用される

（誘導区域外における居住や誘導施設の立地に関する届出等）

導入 「立地適正化計画」について

現状



これからの姿

